

平成21年11月14日

群馬県少年サッカー連盟所属チーム
代表者様

群馬県少年サッカー連盟
委員長 濁川 充

移籍後の選手の大会参加について (通知)

平成20年11月22日に行われました群馬県少年サッカー連盟代議委員会にて、移籍後の選手の大会参加について話し合わせ、平成21年度より、下記のように、移籍後の選手の大会参加について規則を設けることが決まりました。また平成21年度第2回の代議委員会におきまして、追加事例の審議がされました。その結果、現状維持の採決となりましたので、貴チームの保護者を含む関係者への伝達よろしくお願いいたします。

記

規則：チーム移籍後、6ヶ月間は、公式戦に参加することはできない。

ただし、転校により、やむを得ずチームが変わった場合はこの限りではない。

また、少人数チームからの移籍選手についてはこの限りではない。

(※少人数チームとは、3年生以上の登録選手が11名以下のチーム)

上記の規則は、平成21年4月1日より施行する。

理由：少年サッカーの連盟規約の目的にある「少年層の健全な心身の成長を図る」ためには、まず、チームの練習の中で、基礎的な技術を学ぶと共に、チームワークを育て友達を思いやる精神を培うことが大切である。そして、大会を通してその成果を表現していくことである。また、指導者としても、自分が育てた選手を大会に出場させることが指導者として正しいあり方である。よって、移籍した場合、6ヶ月間は、移籍先のチームの中で練習を行い、その後、大会に出場することとする。

注1 年度初めの登録は、3月15日から受け付け、4月15日までにする。

注2 追加登録及び移籍登録は、その年度の4月15日以降から受け付け、1月31日に終わる。

よって、2月1日から4月15日までは、移籍及び追加はできない。そこで、その期間の間に、移籍チームにて練習を行い、県少年サッカー連盟に文書にて、仮移籍した旨を連絡してある場合は、その日をもって移籍と解釈する。

具体例は裏面に掲載

具体例

例1 平成20年12月24日に移籍

平成20年度内の移籍なので、大会出場の制約がない。

例2 新年度登録を他チームで登録。

21年4月1日に移籍したと解釈し、大会出場は平成21年10月1日からとなる。

例3 平成21年3月2日に、県少年サッカー連盟に、移籍の旨を文書にて伝え、移籍先チームで練習を行っている。

移籍は4月1日までできないが、平成20年度内の移籍と解釈し、大会出場の制約はない。

例4 平成21年4月10日に県サッカー連盟に、移籍の旨を伝え、移籍先チームで練習をおこなっている。

移籍登録は4月15日までできないので、4月1日に移籍したと解釈し、大会出場は平成21年10月1日からとなる。

例5 平成21年4月25日に移籍登録。

大会出場は6ヶ月後の10月25日からとなる。

例6 平成21年5月1日に追加登録。

追加登録であるので、大会出場の制約はない。

例7 6年生10名、5年生2名、4年生2名、3年生6名、2年生8名のチームが、新人戦に出場するときに、5年生2名が移籍。

大会には6年生は出場できないので、少人数チームと解釈し、大会出場の制約はない。

例8 平成21年12月20日に移籍。

大会出場は、平成22年6月20日からとなる。

例9 平成22年2月2日に、県少年サッカー連盟に移籍する旨を文書にて伝え、移籍先チームで練習を行っている。

移籍は4月1日までできないが、22年度2月2日に移籍したと解釈し、大会出場は平成22年8月2日からとなる。